

論 説

コロナ下におけるひとり親家庭の就労支援と
自営型在宅テレワークの実態

——母子家庭の母親へのインタビュー調査を中心に——

高 野 剛

I 課題設定

(1) コロナ下のテレワークの状況

2020年2月5日、ダイヤモンド・プリンセス号でクラスター感染が発生し、同年2月13日には、国内初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による死亡者が発生した。

同年2月27日の夕方に、全国にある小中高校と特別支援学校が3月2日から5月31日まで、一斉に休校することになった。その後、厚生労働省より保育所と放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）と放課後等デイサービスは原則として開所する方針が発表され、文部科学省も幼稚園は休校の対象とはしないと発表された。

安倍晋三・元首相は、2020年3月13日に成立した特別措置法に基づき、4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言を発出し、4月16日には全国に拡大させることになった。同年5月25日になって、感染者数が減少したことから、緊急事態宣言が全面解除された。

東京都は、緊急事態宣言下の5月に、比較可能な2013年7月以降で初めて転出超過に転じた。6月は転入が転出を上回ったが、7月以降は転出超過が続いた。特に、23区の転出が顕著である。例えば、内閣府が、全国の15歳以上の登録モニター1万128人を対象に、2020年5月25日から6月5日にインターネット¹⁾で実施した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」の結果によると、地方移住の希望について、「関心が高くなった」と「やや高くなった」を回答した東京圏の居住者は27.7%であり、東京都23区に居住する20歳代の若者に限定すると35.4%であった。また、コロナ禍でテレワークを経験した人は就労者の34.6%²⁾であった。

一方、日本生命保険による「ニッセイ景況アンケート調査結果³⁾」によると、2020年9～10月に企業に対してアンケート調査を実施した結果（回答企業数5,563社）によると、感染拡大防止のために実施している対策として、「オンライン会議ソフト等による遠隔会議の実施や出張の制限・禁止」が38.4%、「テレワークの実施や普及のための社内ITインフラ等の基盤整備」が26.9%、「時差出勤の実施」が26.1%であった。このうち、「オンライン会議ソフト等による遠隔会議の実

施や出張の制限・禁止」の実施率は従業員数301名以上が70%以上であるのに対して、300名以下では33.9%と低かった。また、テレワークを「実施している」と回答した企業は25.3%であり、「実施しておらず、今後も実施する予定はない」と回答した企業の割合は64.7%であった。「実施していないが、実施する予定である」と回答した企業は、7.2%に過ぎなかった。さらに、「実施している」と回答した企業を規模別でみると、1,001人以上の企業が67.3%、301人以上1,000人以下は57.7%、300人以下は21.3%であった。地域別では、関東が41.5%、近畿が29.0%で全国平均の25.3%を上回っているが、その他の地域では全国平均を下回っている。テレワークを実施している企業のテレワークの導入時期は「4月の緊急事態宣言発令以降」が72.8%であり、テレワークを実施している企業の従業員の1週間の平均テレワーク実施日数は、「1日」が35.6%、「2日」が28.6%、「3日」が19.6%、「4日」が5.3%、「5日以上」が10.9%であった。⁴⁾

そもそも日本の企業がテレワークを導入するようになったのは、1990年にNEC（日本電気）が全社員を対象にフレックスタイム制度を導入し、主任職の研究者を対象に在宅勤務制度を導入するようになった頃からである。1996年には旧労働省と旧郵政省が、NECなどの民間企業11社と、官民共同で「テレワーク推進会議」を設置し、テレワークの普及に乗り出したが、上手くいかなかった。これまで新しい働き方として普及しなかったテレワークが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、多くの企業で実施されるようになった。しかし、テレワークは新しい働き方として今後も定着するのかどうか、育児と仕事が両立できる働き方なのかどうか、テレワークで地方移住が増えるのかどうかといった課題については十分に検討されているとはいえない状況である。

そこで、高野剛（2023）では、日本におけるコロナ禍のテレワークに関する先行研究を整理・検討している。具体的には、第一にテレワークで地方移住は増えるのか、第二に企業における在宅勤務（雇用型テレワーク）は働き方を変えるのか、第三にテレワークで育児と仕事が両立できるのか、第四にテレワークは定着するののかについて、検討している。しかしながら、高野剛（2023）では、雇用型テレワークと自営型テレワークの両方を含めて、テレワークについての先行研究を整理・検討している。⁵⁾ テレワークについては、雇用型テレワークと自営型テレワークで全く実態が異なっているため、分けて考える必要があり、コロナ禍における自営型テレワークの中でも特に、障害者や母子家庭の母親、地方移住者の実態を明らかにする必要がある。

（2）先行研究の検討

コロナ下におけるひとり親家庭の自営型在宅テレワークの実態について明らかにした先行研究として、日本経済研究所（2021）がある。日本経済研究所（2021）は、ウェブアンケート調査会社にモニターとして登録しているひとり親（1,030人）を対象に、インターネットによるアンケート調査を実施している。日本経済研究所（2021）では、調査対象者の1,030人は、ひとり親で現に自宅で働いている人と自宅で働くことを希望している人であり、自営型在宅テレワーク（在宅ワーク）と雇用型在宅テレワーク（在宅勤務）と家内労働（内職）を含めてアンケート調査をしていることに注意する必要がある。

日本経済研究所（2021）のアンケート調査で明らかとなった自営型在宅テレワーカーの実態は、以下の通りである。まず、「本業」として働いている人は全体の半数以上であり、手取りの平均月収が10万円以上の層では「本業」として働いている人が多いが、手取りの平均月収が10万円未

満の層では「副業」として働いている人が多い。働いている仕事については、収入に関係なく、「データ入力」が最も多い。仕事の受注経路は「直接受注」が全体の半数以上を占めており、手取りの平均月収が10万円以上の層では7割以上が「直接受注」であるのに対して、手取りの平均月収が10万円未満の層では3割が「クラウドソーシング」である。1週間の平均労働日数は、「5日以上」が3割以上を占めており、手取りの平均月収が20万円以上の層では7割以上が「5日以上」である一方、手取りの平均月収が10万円未満の層では「1日未満」や「1日以上3日未満」の人が多い。1日の労働時間も手取りの平均月収が10万円以上の層は「7時間以上」の人が多く、手取りの平均月収が10万円未満の層では「1時間未満」や「1時間以上3時間未満」の人が多い。自宅で仕事を「続けていきたい」という人が65%で最も多く、手取りの平均月収が10万円以上の層では、約8割が「続けていきたい」と考えている。仕事で困っていることとして、手取りの平均月収が20万円以上の層では「オンオフの切り替えが難しい」という人が多いのに対して、手取りの平均月収が20万円未満の層では「収入や仕事量が安定しない」と「期待する収入が得られない」という人が多い。必要な支援として、「仕事の紹介」が最も多いが、手取りの平均月収が10万円以上の層では、「自宅以外で仕事ができる場所」と「ひとり親同士が繋がる場やネットワーク」という人が多い。一方、手取りの平均月収が10万円未満の層では、「仕事中の乳幼児の託児支援」と「子ども連れて参加できるスキルアップ研修」という人が多い⁶⁾。

日本経済研究所（2021）では、ひとり親家庭へのアンケート調査（1,030人）と民間事業者等へのヒアリング調査（7団体）、検討会の特別委員による現場報告（3人）を踏まえた上で、自営型在宅テレワークによるひとり親家庭の就業支援の今後の在り方について提言をしているが、報酬の最低限を法的に規制することは提言していない。むしろ、仕事が少なく収入が安定しないため、クラウドソーシングの会社を利用することを提言している問題点がある。また、報告書では仕事中の乳幼児の預け場所がなくて困っているひとり親や障害児を抱えているひとり親が多いと指摘しているにも関わらず、いきなり本業として自宅で働くのではなく、副業として始めてから本業へとステップアップすることを提言している問題点がある。そもそもパートタイム労働など会社勤めすることができないため、育児をしながら自宅で働かざるを得ない状態であるのに、まずはパートタイム労働など会社勤めをしながら副業として始めることを提言している問題点がある。

さらに、日本経済研究所（2021）では、ひとり親家庭へのアンケート調査と民間事業者等へのヒアリング調査を実施しているが、ひとり親本人からインタビュー調査をしていない問題点がある。そこで、本稿では、ひとり親家庭を対象にインタビュー調査を実施することで、コロナ下におけるひとり親家庭の自営型在宅テレワークの実態について明らかにする。

II インタビュー調査の記録

Z市にあるひとり親家庭の支援団体が実施したひとり親家庭を対象としたパソコン講習会を実施・受講した者に、インタビュー調査を実施した。インタビュー調査は、あらかじめ調査票を作成し、半構造化面接により実施した。調査協力者は、支援団体のセンター長1名（男性）と、スノーボール・サンプリングによるひとり親4名（全員女性）である。インタビュー調査は、2024

図表1 調査協力者一覧

調査協力者	年齢	性別	立場	職 業	世帯類型	親との同居	コース
センター長	59歳	男性	講師	IT企業の正社員／システムエンジニア	—	—	—
Aさん	40歳	女性	受講生	自営型在宅テレワーカー／スポットワーク（スキマバイト）	母子世帯	親と同居	中級
Bさん	38歳	女性	受講生	自営型在宅テレワーカー／生活保護受給者	母子世帯	親と別居	初級
Cさん	43歳	女性	受講生	自営型在宅テレワーカー	母子世帯	親と別居	初級
Dさん	32歳	女性	受講生	自営型在宅テレワーカー／パート（農業）	母子世帯	親と別居	中級

出所：筆者作成。

年2月20日（火曜日）と、2024年2月21日（水曜日）に支援団体の事務所にて対面で実施した。調査協力者には、事前に個人情報の取り扱いについて記載された同意書の書類を配付し、署名の上で調査に協力していただいた。1人あたりの所要時間は90～120分程度である（図表1を参照）。

（1）ひとり親を対象としたパソコン講習会

支援団体では、地方自治体から委託されて、ひとり親を対象としたパソコン講習会を実施している。ひとり親を対象としたパソコン講習会は、地方自治体の地方単独事業である。国が地方自治体に委託して実施している「ひとり親家庭等の在宅就業推進事業」や「母子家庭等就業・自立支援センター事業」ではない。Z市では、母子家庭等就業・自立支援センター事業は、母子寡婦福祉連合会が受託しており、パソコンの講習会ではなく、簿記会計の講習会を実施している。

もともとは、2009年に国の安心こども基金から250億円が地方自治体へ配分されて始められた「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」の終了後に、自営型在宅テレワーカーを支援するために設立した団体である。厚生労働省のひとり親家庭等の在宅就業支援事業は終了したが、国の事業が終了後も支援団体でひとり親の就労支援を継続して実施していくために、地方自治体が地方単独事業として、ひとり親を対象としたパソコン講習会を支援団体に委託している。対象は、支援団体がある都道府県内の市町村に居住しているひとり親であるため、他の都道府県に住んでいるひとり親はいないが、支援団体の所在地から遠方の所に住んでいる受講生はいる。

現在の支援団体に登録している自営型在宅テレワーカーは、65名である。そのうち9割がひとり親で、1割はひとり親以外の人である。ひとり親は、ひとり親を対象としたパソコン講習会を修了した者であり、ひとり親以外の方は、介護離職して自宅でパソコンを使って働きたい人や、ひとり親ではないが幼い子どもが4人以上いるため、自宅でパソコンを使って働きたい人である。介護離職して自宅でパソコンを使って働きたい人は、支援団体のセンター長が勤めている企業を家族の介護のために退職した人である。また、幼い子どもが4人以上いる人は、ひとり親を対象としたパソコン講習会の修了生ではなく、自治体から委託されて実施した子育て中の女性を対象とした女性グロースハッカー（growth hacker）人材育成講座の修了生である。

支援団体で雇用している契約社員は、4名いる。4名ともひとり親を対象としたパソコン講習会を修了した者である。センター長（59歳男性）と営業担当2名は、IT企業からの出向である。IT企業は、厚生労働省の「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」を受託したコンソーシアム企

業のうちの1社である。IT企業の代表取締役社長が、支援団体の法人の理事長をしている。支援団体のセンター長によると、代表取締役社長は企業の社会貢献活動に熱心な人であり、支援団体を設立した時から理事長として団体を支え続けている。営業担当は、出向元のIT企業で受注する仕事を開拓しており、高度な技術が必要な仕事はIT企業のシステムエンジニアがやり、低技能の仕事は支援団体に登録している自営型在宅テレワーカーがするようになっている。また、ふるさと納税で自治体に寄付をすると支援団体へ寄付金が入る仕組みになっており、寄付金を増やすために、魅力的な返礼品を開拓する仕事もしている。

アンケートの入力作業は、減少している。紙のアンケートに手書きで記入する形式ではなく、アンケートの回答者がパソコンで入力する形式が増えたためである。紙に手書きのアンケートをパソコンで入力する作業が全くないわけではないが、個人情報保護の観点から自営型在宅テレワークに仕事を発注しなくなった。そのため、個人情報に記載されていないようなイベント参加者の手書きのアンケートを入力する作業をしていたが、コロナ下でイベント自体が開催されなくなったことから、手書きのアンケートの入力作業は減少している。

ホームページの作成・改修・更新作業は、厚生労働省の「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」の時は、ホームページを作成する訓練コースがあったが、現在のひとり親を対象としたパソコン講習会は都道府県の地方単独事業であるため、訓練に必要な時間と予算などの問題からホームページを作成する訓練コースは実施していない。支援団体に登録している自営型在宅テレワーカーでホームページの作成・改修・更新作業をやっていた人はいたが、発注元の企業に在宅勤務（雇用型在宅テレワーカー）として採用されたため、支援団体を退会している。ホームページ作成の訓練コースは、フリーランスのウェブデザイナーとして働けるようになることを目指しているが、パソコンのスキルだけでなく、コンテンツなどのセンスが必要であるため、誰でもできるわけではない。チラシを作成する仕事の際は、デザインのセンスがある自営型在宅テレワーカーに発注している。支援団体から自営型在宅テレワーカーに継続的に仕事を発注し続けることができるかどうか先行きが不安定であったため、発注元の企業に在宅勤務（雇用型在宅テレワーカー）として引き抜きをしないで欲しいとはいわなかった。むしろ支援団体から巣立っていくことを歓迎した。支援団体でパソコンの講習会を修了したひとり親のなかには、修了後に、プログラミング言語のパイソン（Python）を勉強して、企業から在宅勤務（雇用型在宅テレワーク）で採用されるようになった人もいる。

ライティングの仕事は、支援団体が開設しているフェイスブックの記事を、自営型在宅テレワーカーに書いてもらっている。1日あたり2千円の報酬を支払っており、毎日更新しているため、1年間で総額73万円（365日×2千円）の報酬を自営型在宅テレワーカーに支払っている。フェイスブックの記事を毎日更新している理由は、支援団体の運営資金をクラウドファンディングで募集しているためである。また、ふるさと納税で自治体に寄付すると支援団体に寄付金が入る仕組みになっており、支援団体の運営資金を集めるための広報にフェイスブックを利用している。支援団体の運営資金をクラウドファンディングやふるさと納税から募集しているため、支援団体に登録している自営型在宅テレワーカーの報酬から仲介手数料を徴収していない。むしろ、時間給で換算すると最低賃金以上の報酬は支払うようにしているため、赤字の仕事でも企業から受注している。

もともと育児で外に働きに出られないひとり親を対象としたパソコン講習会であるのにも関わらず、対面の集合研修で実施していたため、定員割れをしていた。厚生労働省のひとり親家庭等の在宅就業支援事業の時は、月5万円の訓練手当が支給されており、託児サービスも実施していたため、定員を上回る応募があったが、ひとり親を対象としたパソコン講習会では、託児サービスがなく、訓練手当も出なかったため、定員割れをしていた。そこで、コロナ下で、対面の集合研修ができなくなったこともあり、インターネットの動画を見て受講する形式に変更したところ、定員を満たすようになった。定員20名に対して、30名以上の応募がくるようになった。受講生の選考の基準は、応募者の書類から必要性を考慮して選抜した。パソコンは持っていないくても、訓練期間中は無償で貸し出した。訓練修了後はパソコンを返却しなければいけないが、訓練修了後に支援団体から発注された仕事をする場合はパソコンを無償で貸し出している。

支援団体に登録している自営型在宅テレワーカー65名のうち、半分ぐらいが支援団体から発注された仕事を1年間で1回はしているが、残りの半分は登録しているだけで1年間何もしていない状態である。1年間に支援団体から自営型在宅テレワーカーに支払った報酬の総額は、約700万円である。登録している自営型在宅テレワーカーのパソコンスキルの格差はあまりない。パソコンスキルがないため、支援団体から発注する仕事ができないということは減多にない。

支援団体から自営型在宅テレワーカーに発注する仕事の割り振りは、先着順ではなく、希望者に平等に割り振るようにしている。現在は、希望者に1ヵ月に1回は仕事がまわるように割り振っている。できない仕事であれば、希望しないため、無理に仕事をさせているわけではない。自営型在宅テレワーカーの生活状況や子育ての悩みなどは把握していない。支援団体のセンター長がキャリアコンサルタントの資格を持っているため、仕事関連の相談があれば無料で応じるようにしている。

パソコンの講習会は無料であるが、訓練手当など金銭給付はないため、金銭給付が目的の受講生はいない。パソコンの勉強がしたい、パソコンのスキルアップがしたい人が受講している。対面の集合研修でないため、お互いに顔を合わせる機会がなく、生活に困窮しているのかどうかは分かりにくい。パソコンの訓練期間中に、支援団体から受講生にアンケートした結果では、ひとり親同士の交流会をしたいと回答した人は、受講生の1割ぐらいしかいない。生活保護を受給していたり、DVで元夫から逃げてきた人もいたりするため、あまりプライベートなことは知られたくないようである。

(2) Aさん

Aさんは、40歳の女性で、子どもは6歳である。子どもは1人で、母親と3人で一緒に暮らしている。母親はパートタイム勤務で働いている。

Aさんは、Y市にある大学を22歳で卒業して、10年ほどY市にある民間企業に事務職の正社員で働いていた。32歳の時に結婚した。結婚しても仕事を続けていたが、結婚して1年後に子どもを出産した。子どもを産んで育児休業を3ヵ月ほど取得したが、復職する気がなくなったため、退職した。育児休業は子どもが1歳になるまで取得することができるが、子どもが1歳になるまで育児休業を取得して復職せずに退職したら、すぐに欠員補充ができずに会社が人手不足で困ると思い、会社が欠員補充しやすい時期に退職することにした。2020年2月の子どもが2歳の時に、

離婚した。離婚した理由は、元夫からの言葉の暴力などの精神的DVである。元夫は正社員で働いていたが、家事・育児を全くしなかった。子どもが生まれてから育児が大変であったため、自宅の整理整頓や掃除がちゃんとできていないことがあったり、料理に十分な時間をかけられず簡単な料理になったりしたため、出産後半年ぐらいたったところから、元夫の掃除や料理に対する言葉の暴力が酷くなった。2019年の夏ごろから元夫とは別居し、実家のあるZ市に引っ越しをして、母親と一緒に暮らすようになった。元夫とは親権をめぐる調停離婚することになったが、元夫から養育費を支払ってもらう取り決めをしている。

ひとり親家庭を対象としたパソコン講習会は、離婚届を市役所へ提出しに行った時に、市役所にチラシが置いてあるのを見て知った。離婚した時は子どもが2歳で認定こども園に入園していなかったため、パソコンの講習会に応募しなかった。子どもが3歳になって認定こども園に入園するようになったため、母子家庭等就業・自立支援センターに相談したところ、パソコンの講習会を勧められて応募した。仕事でパソコンは使っていたため、初級程度は出来ていたため、中級を受講した。パソコンの講習会の時は、支援団体からパソコンを貸してもらった。パソコンの講習会を受講したが、パソコンの資格は取得していない。これまで特にパソコンの講習会を受講したことはなく、大学の授業で勉強したぐらいである。ワードやエクセルを使って、文書作成や図表を作成したりはできるが、ホームページを作成したりはできない。DTP、CG、イラストを作成したりはできない。ひとり親で看護師や介護福祉士の資格を取得しようとする場合であれば、高等職業訓練促進給付金があるが、看護師や介護福祉士の仕事は向いていないと思い、資格を取得しようとは思わなかった。何か始めようと思い、とりあえずパソコンのスキルアップをしようと思った。

2021年10月～12月に、パソコンの講習会を受講した。コロナ下であったため、対面での集合研修ではなく、インターネットで動画を見て受講した。初級は午前で、中級は午後であった。リアルタイムで受講する場合と、自分の都合の良い時間帯に受講する場合の両方があったが、子ども（当時3～4歳）が認定こども園に4時間（教育標準時間）だけ行っており、送り迎えがあるため、夜8～9時頃から動画を見て受講した。月曜日から金曜日まで、1日あたり1時間～1時間半程度の訓練を受講した。ウェブカメラは使っていない。Zoomなどのウェブ会議システムは使ったことがない。パソコンの動画は、Google Driveにアップされている動画を見て受講するようになっていた。分からないところがあれば、電話をしたり、メールで質問したりするようになっていた。

2022年1月ごろから支援団体に自営型在宅テレワーカーとして登録をして、自宅でパソコンを使って働くようになった。仕事は1ヵ月に1回あるかないかである。平等に仕事を割り振っているため、早い者勝ちではない。支援団体から発注してもらったことがある仕事は、パソコンの講習会の募集チラシと市役所の児童扶養手当の現況届の書類を自宅で折って、封筒に入れる仕事である。また、教育委員会が作成した映像を自宅でDVDにダビングする仕事もしたことがある。100枚で1万円程度の報酬であった。他には、紙に記入されたアンケートをエクセルに入力する作業などがあり、支援団体からの仕事は納期が1週間ぐらいで、1日5～6時間、2～3日程度でできる仕事である。仕事は、子どもが認定こども園に行っている間にしている。インターネットの記事のライティングが、週1回で月4回ある。1回あたり2千円の報酬が支払われるため、

月8千円の収入になる。さらに、インターネットの閲覧数を増やすために掲載しているクイズを50問作成して、2千円の報酬が支払われる。支援団体からの仕事の収入は、月1万円程度である。

パートタイム労働で働いた方が収入は安定するが、認定こども園の役員をしているため、パートタイム勤務はしていない。また、役員をしていなかったとしても、認定こども園の夏休みの間はどのようにするかを考えるとパートタイム労働で働こうとは思わなかった。認定こども園でも夏休み期間中は預かり保育をしているが、保育料を払わなければならないため、パートタイム労働で働こうとは思わなかった。認定こども園の役員は、3年間のうちで必ず1年はしなくてはならない決まりになっている。認定こども園には、1号認定で入園しているため、4時間（教育標準時間）だけ通わせている。1号認定の場合は、認定こども園に入園の申し込みをするが、2号認定（保育認定）の場合は市役所へ申し込みをして保育の必要性が認定されると入園できる仕組みになっている。Aさんは子どもが3歳の時に仕事をしていなかったが求職活動中であったため、認定こども園に求職活動認定で入園させることができたが、パートタイム勤務や正社員の仕事に就職しなかったため、6ヵ月後には1号認定として4時間（教育標準時間）だけ子どもを認定こども園に通わせることになった。本来ならば退園しなければならないが、定員に空きがあったため、そのまま1号認定で通園させることができた。

パートタイム勤務はしていないが、スポットワーク（スキマバイト）の仕事をしている⁷⁾。インターネットで会社に登録して、1日だけ3～4時間程度の仕事をしている。登録しているのは、1社のみである。これまでしたことのある仕事は、スーパーマーケットのバックヤードで野菜の袋詰めの仕事やイベントの会場設営の仕事である。多い時は、月に15日ぐらいしているが、いつも働く事業所は違う所である。収入は、1日あたり5千円にもならないが、スポットワーク（スキマバイト）の仕事で、1ヵ月の収入は5～7万円ほどになる。児童手当が月1万円、支援団体からの収入が月1万円程度、元夫からの養育費があるため、合計すると1ヵ月あたり十数万円の収入がある。母親と持ち家に同居しているため、家賃はかからない。ただし、夏休みや冬休みなど認定こども園が休みの時は、自宅で子どもの育児をしなければならないため、スポットワーク（スキマバイト）の仕事をすることができない。1ヵ月あたり十数万円の収入がある時とない時があり、収入が安定していない。

子どもが小学校の高学年ぐらいになれば、パートタイム労働で働くことも考えようかと思うが、パートタイム勤務をしながらでも支援団体からの仕事はできるため、支援団体は退会するつもりはない。支援団体に登録しているメリットとしては、仕事を発注してもらえることと、支援団体のセンター長がキャリアコンサルタントの資格を持っているため、子育てしながら働ける仕事などの相談ができることである。コロナ禍の前までは、対面の集合研修でパソコンの訓練をしていたため、休憩時間に同じひとり親同士で仲良くなったり、雑談したりする時間があったが、コロナ禍で対面の集合研修ではなく、インターネットの動画でパソコンの訓練をするようになったため、ひとり親同士のネットワークがなくなってしまった。

子どもが4～5歳の時、変異株でCOVID-19に感染しやすくなったため、認定こども園が休園になった。2～3日の休園が2回あった。休園中は仕事をしないで、自宅で子どもの育児をしていた。子どもが風邪をひいて認定こども園を欠席したり、インフルエンザで休園になったりした時でも融通が利く仕事であれば、パートタイム労働で働きたいと思うが、育児と両立できる仕

事となると自宅でできる仕事であったり、スポットワーク（スキマバイト）の仕事ぐらいしかない。誰でもできる仕事であるため、賃金が安い。自分にしかできない仕事であれば、賃金も高いが、育児で仕事を休むと迷惑がかかる。仕事に対するこだわりは特にない。クラウドソーシングの会社には登録をしていない。登録していない理由は、登録しても仕事を発注してもらえないかどうか分からないためである。自宅でパソコンを使って、ライティングの仕事はしたいが、1文字あたり1円ぐらいの収入しかないため、やりたいとは思わない。音声の文字おこしはしたことがない。

育児との両立を考えると正社員で働くことは無理だと考えている。ホームページを作ったり、イラストを描いたりすることができるのであれば、ウェブデザイナーとして起業することも考えるかもしれないが、そこまでのパソコンのスキルはないため、個人事業主として起業することは考えていない。母親と同居しているため、母親に育児をしてもらって、正社員で働きに行くことはできないかどうかについては、母親はパートタイム勤務であるが、趣味のカルチャースクールの先生のような仕事もしているため、母親に子どもの育児を頼むことができない。

家族3人で暮らしているため、コロナ下で孤独や孤立を感じたことはない。子どもが2～3歳までは単語しか話せないため、コミュニケーション不足になりがちであるが、母親と同居しているため、孤独や孤立は特に感じなかった。子育ての悩みについて、母親に相談したりもするが、ひとり親の悩みを相談できる相手がいない。昔からの友人はいるが、独身であったり、ひとり親でなかったりするため、同じ年代のひとり親同士の悩みを相談できる相手がいない。子育てと仕事の両立の仕方や収入が不安定な悩み、子どもを習い事に通わせたり、学習塾に通わせたりしているのかどうかなど、同じ年代のひとり親の人はどうやってやりくりしているのかを知りたいが相談できる相手がいない。認定こども園の保護者同士で話をすることはあるが、あまりプライベートな話はしないため、ひとり親なのかどうかや、どんな仕事をしているのかなどは分からない。食べていけないほど貧困で困っているわけではないが、ひとり親の子育てや仕事の悩み事を相談できる相手が欲しいと感じている。コロナ下で健康面や、感染に対する不安はなかった。スポットワーク（スキマバイト）の仕事で、仕事先の人と雑談をしたりはするため、母親や子ども以外の人とのコミュニケーションがなかったわけではない。コロナ下で、公園の遊具が使用禁止になったため、子どもの遊び場で困ることがあった。自動車がなくて生活できないところに住んでいるため、気分転換で子どもを自動車に乗せてドライブに行くこともしばしばあった。

コロナ下で、特別定額給付金や、ひとり親の給付金を受給した。国民年金の保険料は免除されている。再婚相手の夫から子どもが虐待されて死亡したニュースをよく聞くようになったので、再婚したいとは思わない。

(3) Bさん

Bさんは38歳で、高校1年生の子どもが1人いる。親とは同居しておらず、子どもと2人で暮らしている。母親と妹は近隣に住んでいるが、一緒には暮らしていない。Bさんが幼い時に、母親は離婚して別の男性と再婚したため、妹は異父姉妹である。Bさんは祖母に育てられたため、母親とは一緒に暮らした記憶がなく、子育てなどで母親を頼ったり相談したりしたことはない。祖母も近隣に住んでいるが、生活保護を受給していて足腰が弱くなっており、子育てなどで頼る

ことができない。

パソコンの講習会は、2020年8月に児童扶養手当の現況届の書類に、パソコンの講習会のチラシが同封されてあるのを見て、知った。それまで高校の授業の時にしかパソコンの勉強をしていなかったため、受講してみようと思い、応募した。パソコンの資格は持っていない。エクセルで図表を作ったりはできるようになったが、ホームページを作ったりはできない。

パソコンの講習会は、午前の初級を受講した。2020年10月から12月に受講した。平日は、毎日、インターネットの動画を見て受講した。子どもが中学1年生だったため、学校に行っている間に受講した。Bさんは、精神疾患とヘルニアの病気療養中のため、パートタイム勤務はしておらず、生活保護を受給している。正社員やパートタイム勤務で働くことは難しいが、パソコンの講習会は、自宅で受講できるため、平日は毎日、休むことなく受講した。講習会修了後に、支援団体に自営型在宅テレワーカーの登録をして、パソコンの講習会のサブ講師の仕事を紹介してもらえるようになった。パソコンの講習会のサブ講師は、集合研修ではなく、インターネットの動画で受講する形式になっているため、受講生から分からないところの質問が電話や電子メールで来たら、返答する仕事である。リアルタイムで質問に答える仕事をしていたため、平日の午前9時30分から午後4時30分まで、途中休憩を挟みながら仕事をしていた。午前は初級で、午後は中級であるが、中級については、Bさん自身も動画を見て受講しながら、受講生から質問があれば返答するという形でサブ講師の仕事をしていた。中級を受講していた時は、早めにパソコンと教科書を借りて予習したり、前日や朝早くに動画を見ることができた時は、前日や朝早くに動画を見て受講したりするようにしていた。サブ講師の仕事をする上で健康面の配慮はしてもらっている。2週間に1回は病院へ行かなくてははいけないため、その時は休ませてもらっている。

Bさんは、X市の高校を卒業後、高校の時にしていたアルバイトを1年ぐらいしていたが、アルバイト先が倒産した。20歳の時に、W市で接客業のアルバイトなどをしていた。その後、W市で結婚し、22歳で出産したが、子どもが2歳になる前ぐらいに離婚して、X市に帰ってきた。離婚した理由は、元夫が失業したことによる経済的理由である。ちょうどリーマン・ショックの時期で、就職活動をしなくても仕事がない状態であり、元夫の親も頼ることができなかった。離婚してX市に帰ってきた当初は、行くところがなかったため、祖母の家や友達の家などを転々としていた。祖母は生活保護を受給しており、Bさんが同居すると生活保護を打ち切られるかもしれないため、ずっと一緒に住むことはできなかった。子どもが3歳の時に、子どもを保育園に入園させて、子どもと2人で暮らすようになった。子どもが保育園に行っている間は、準社員で働いていた。子どもと2人で生活していたため、家事や育児をしながら、頑張っていたが、子どもが小学校3年生の時に、ヘルニアと精神疾患（気分障害）を発症するようになり、働けなくなったため、生活保護を受給するようになった。昨年までは子どもが中学生だったため、児童手当が月1万円出ていたが、高校生になったため、児童手当は受給していない。岸田文雄首相が異次元の少子化対策として、2024年度中に児童手当の支給を高校卒業までに延長するとしているため、高校卒業まで延長されれば受給できるようになる。児童扶養手当は月4万4,140円（当時）を受給している。最低生活費に足りない分が生活保護費から支給されている。パソコンの訓練期間中は、サブ講師の仕事をさせてもらっているため、収入は月十数万円ある。働いた収入がある場合、生活保護費の支給額が減額されるが、パソコンのサブ講師をしている期間は、ほとんど生

活保護費が支給されていない。パソコンのサブ講師の仕事が一年中ずっとあれば、生活保護から抜け出すことも可能であるが、一年中ずっとあるわけではないため、生活保護から抜け出せていない。パソコンのサブ講師は、2021年から3年やっているが、今後も継続できるかどうかはわからない。Bさんは精神疾患があり、人間関係で悩むことがあるため、自宅で一人だけで働く方が体調を崩すことなく働き続けられるようである。子どもは高校生のため、育児があるから外に働きに出られないというわけではない。

福祉事務所のケースワーカーから生活保護受給者等就労支援事業などを強く勧められたこともあったが、公共職業訓練のパソコンの講座は、かなりITスキルが必要であり、初心者には向いていないと感じた。また、ひとり親を対象とした高等職業訓練促進給付金で看護師や介護福祉士の養成校に通うことも勧められたが、自分に向いていない職業と感じた。福祉事務所のケースワーカーに勧められたわけではなく、生活保護から抜け出すために、まずは初心者向けのパソコン講座を受講してみようと思うようになった。

2022年12月に、支援団体から教えてもらって、クラウドソーシングの会社に登録して働いてみたことがある。2社に登録している。2社とも東京証券取引所グロス市場に株式上場している会社であるが、そのうち1社は電話セールスの仕事が多く自分に向いていないと感じたので、利用しないようにしている。もう1社の方から仕事を受注して仕事をした。今までしたことのある仕事は、インターネットショッピングのサイトに、服飾関係の商品の画像を加工して商品の情報を入力する仕事である。5～6時間働いて、40～50円の収入であった。家で一日中、何もしないよりは良いと感じた。クラウドソーシングの会社に登録して働いた場合、1ヵ月あたり5千円から1万円ぐらいの収入であった。クラウドソーシングの仕事は、楽しい仕事であれば、ずっとしたいと思うが、ずっと仕事があるわけではなく不安定であると感じた。主に、インターネットショッピングのサイトに、服飾関係の商品の画像を加工して商品の情報を入力する仕事であったが、どこから商品を仕入れてきているのかなどビジネスの仕組みが分かれば、個人事業主として起業できるのではないかと感じた。高校の服飾科を卒業しているため、自分で洋服を作ったり、小物を作ったりして、インターネットで販売したりする仕事をしたいと考えている。高校を卒業してからのブランクがあったり、材料費がかかったりするなどの課題はあるが、フリーマーケットのインターネットサイトに自分で作った洋服や小物を出品して、購入してもらった経験はある。Bさんが住んでいる地域の公共職業訓練には、服飾関係はない。これまでジーンズ屋でアルバイトをしたことはある。今までしたことのあるアルバイトは、スーパーマーケットのレジやカラオケ店、居酒屋の従業員などである。アパレル関係の店員はノルマが厳しい噂をきいていたので、やったことはない。

これまで支援団体から発注されたことのある仕事は、ライティングの仕事である。週1回で月4回あるが、1回あたり2千円の収入であった。手書きのアンケートをエクセルに入力する仕事をしたこともある。1～2日で1日あたり2～3時間ぐらい働いて、1万円ぐらいの収入であった。パソコンの講習会の応募チラシと児童扶養手当の現況届の書類を折って封筒に入れる作業もしたことがある。1日で2～3時間ぐらいかかったが、500枚で1万円ぐらいの収入であった。支援団体から発注された仕事は、平日の昼間にしている。クラウドソーシングの仕事も平日の昼間にしているが、夜9時から11時ごろにしている時もある。クラウドソーシングの仕事は、すこ

し疲れてきたので、2023年9月からしていない。クラウドソーシングは、報酬をちゃんと払ってもらえるかどうかなど不安が多かったが、今までトラブルに巻き込まれたことはない。クラウドソーシングの報酬は安い、仕事がないよりは良いので仕方がないと思っている。

パソコンは、中古の1万円でワードやエクセルが搭載されているものを購入した。パソコンの訓練期間中は、パソコンを貸してもらえが、訓練期間の修了後は返さなくてはいけない。インターネットの使用料が1ヵ月あたり数千円かかるため、自宅にインターネット回線をつないでいない。インターネットを使用する時は、スマートフォンをテザリングの設定にして、パソコンを使っている。Zoomなどのウェブ会議システムは使ったことがない。ウェブカメラは使っていない。パソコンを買い換えたり、自宅にインターネット回線をつないだりしたいが、生活保護費で支払わなければいけないため、難しいと感じている。

コロナ下で人と会う機会が少なく、自宅で仕事をしていたため、孤独や孤立を感じることも時々あった。子どもと一緒に暮らしているため、子どもと話す機会はあったが、近隣に友達がおらず、遠方の友達とLINEを使って話をしていた。ひとり親の悩み事などプライベートな相談をする相手が欲しいが、生活保護を受給しているため、近隣の噂になったりするのではないかとといった不安がある。精神疾患があり、人間関係に不安を感じるため、あまり人と交流しないようにしているが、人と交流しないために孤独や孤立を感じることも時々あり、我慢しきれなくなって爆発してしまうことがある。パソコンの講習会は、すべてインターネットの動画でしていたため、ひとり親同士の知り合いはいない。パソコンの講習会を開始する時の入校式だけ、パソコンと教科書を貸し出しているため、対面で会う機会があるぐらいである。

コロナ下で感染に対する不安はあった。パソコンの講習会のサブ講師の仕事がずっとさせてもらえるかどうかの不安もあった。COVID-19のワクチンも副反応に不安があったため、接種しなかった。コロナ下に、子どもが休校で自宅にいたことがあったが、中学生であったため、育児で手がかかって困ることはなかった。中学校に入学した直後の2020年4月に、緊急事態宣言で一斉休校となり、その後、マスクをつけながらの学校生活が続いたため、友達関係が上手くいかず、中学2年生の時にクラス替えで小学校からの友達と違うクラスになったことなどから、学校に行きたくないということが多くなった。学校にはちゃんと行くようにいていたため、不登校にはならなかった。

離婚した直後は、もう再婚はしたくないと思っていたが、子どもが大きくなって親元を離れるようになると一人になるため、その時には孤独死しないように入籍はしなくても内縁関係でも良いので、良い人がいればと思ったりしている。

(4) Cさん

Cさんは、43歳の女性で子どもは3人いる。1人目は高校を卒業して、社会人として独立している。2人目は高校3年生で、3人目は小学校2年生である。子ども2人と3人で暮らしている。

2020年9月から11月まで、支援団体のパソコンの講習会を受講した。2021年2月に、支援団体に自営型在宅テレワーカーとして登録をした。パソコンの講習会は、初級コースを受講した。コールセンターで非正規雇用のフルタイム勤務をしていたが、自宅でダブルワークがしたいと思い、自営型在宅テレワークの仕事をインターネットで探していたところ、支援団体のホームページを

知った。支援団体に電話したところ、パソコンの講習会を受講して修了しないと仕事を発注してもらえなかったため、パソコンの講習会を受講することになった。支援団体に登録して、仕事をするようになってから、精神的に辛くなってきたことと、ヘルニアになったため、コールセンターで非正規雇用のフルタイム勤務の仕事はやめた。現在は、パートタイム勤務など外に働き出していない。

パソコンの訓練期間中は、1人目と2人目の子どもは高校と中学に通っており、3人目は保育園に入園していたが、昼間はフルタイムの仕事で働いていたため、子どもが寝てからの夜間や土日に、パソコンの講習会を受講した。夜間は夜10時や12時から1～2時間ほど受講していたが、忙しい時は土日にまとめて受講するようにしていた。

支援団体から発注されている仕事は、パソコンの講習会のサブ講師を2021年から3年間している。パソコンの講習会がある期間中は、火曜日と木曜日の朝9時半から夕方16時半まで担当していた。土曜日と日曜日にも、受講生の受講記録のチェック作業をしていたため、合計すると月10万円の収入があった。パソコンの講習会のサブ講師の仕事は、対面の集合研修ではなく、インターネットの動画を見て受講する形式であるため、ひとり親同士で顔を合わせるのは、入校式と修了式ぐらいだった。パソコンの講習会のサブ講師の仕事は、主にリアルタイム以外の時間帯に受講した人の質問を電話や電子メールで答える担当であった。パソコンのサブ講師の仕事以外に、支援団体から発注されていた仕事として、手書きのアンケートをエクセルに入力する仕事がある。ヘルニアで長時間の座り仕事ができないため、1日3～4時間を1週間かけて仕事をした。1万円程度の収入であった。また、ライティングの仕事が週1回で、月4回あり、1回あたり2千円の報酬であった。

支援団体以外の民間企業から発注された自営型在宅テレワークの仕事もコロナ下でしていた。もともと18年ほど前にしていた音声の文字起こしの自営型在宅テレワークの仕事を、コロナ下で再びするようになった。18年ほど前に、2人目の子どもを妊娠中であったため、自営型在宅テレワークの仕事がしたいと思い、ハローワークに電話したところ、ハローワークでは雇用契約の仕事の紹介はしているが、自営型在宅テレワークの仕事は紹介してないと言われた。ハローワークの職員から、内職の仕事を希望しているのであれば、ここに電話してみてもどうかと民間企業の電話番号を教えてもらった。その企業は、イベントの企画・運営や医学系の学会事務を請け負っており、医学系の学会発表の音声の文字起こしする仕事を発注してもらった。当時はカセットテープであったが、2年半前にした時は、USBフラッシュメモリーで受け渡しの音声データであった。また、当時は、分からない医学系の専門用語があってもインターネットで検索して調べなくても良かったが、現在は分からない医学系の専門用語があってもインターネットで検索して調べなくてはいけない。当時は、1時間あたり1,000円ぐらいになったが、現在はインターネットで専門用語を調べるのに時間がかかってしまうため、1時間あたり100円ぐらいにしかならないため、労働時間の割には報酬が見合っていないと感じるようになった。18年ほど前に、音声の文字起こしの仕事をしていた時は、1人目の子どもが寝てからの夜に仕事をしていたが、2年半前に音声の文字起こしの仕事をした時は、ヘルニアでフルタイム勤務の仕事を休職中で、3人目の子どもが保育園に行っている昼間に仕事をしていた。

収入は、児童手当が月1万円、児童扶養手当が月5万4,560円（当時）である。支援団体から

の仕事の収入は、月1万円程度である。サブ講師の仕事は、パソコンの訓練期間中のみ月10万円の収入がある。協議離婚であるが、養育費については公正証書を作成している。しかし、元夫がコロナ下で失業したため、養育費が未払いになり、減額調停することになった。

これまで、コールセンターで15年以上、1日8時間以上フルタイム勤務で働いていた。子どもが病気になって仕事を休んだりしたため、フルタイム勤務していた時は、1ヵ月あたり手取り収入が10万円ほどであった。非正規雇用だったが、フルタイム勤務であったため、健康保険に加入していた。コールセンターの仕事を休職中は、健康保険の傷病手当金を受給していたが、パソコンの講習会のサブ講師をするようになったため、傷病手当金は受給できなくなった。コールセンターの仕事の在職中にヘルニアになり、1日8時間以上働けないようになったため、勤め先が加入している団体傷害保険から保険金が、支給されている。ヘルニアの治療費は、自治体からのひとり親の医療費助成があるため、かかっていない。自宅は持ち家ではなく、借家のため家賃を払わないといけない。養育費がちゃんと支払われていた時は、月10万円ほど預金できていたが、養育費が減額されたため、現在は預金を取り崩しながら生活している状態である。

3人目の子どもは小学校2年生であるが、ハイリー・センシティブ・パーソン（HSP）あるいはハイリー・センシティブ・チャイルド（HSC）であり、学校を休みがちであるため、外へ働きに行くことが難しい。Cさん自身もヘルニア以外の持病があるため、外へ働きに行くことが難しい。支援団体から発注される仕事をもっとあれば良いのと思っている。コロナ下で、コールセンターの仕事をフルタイム勤務していたが、保育園は休園にならなかったため、子どもを保育園に預けて働きに行っていた。中学校は休校になったが、2人目の子どもは一人で留守番ができる年齢のため、気にせずにコールセンターの仕事に行っていた。コールセンターの仕事は、営業セールスの電話ではなく、ライフラインのコールセンターであったため、コロナ下でも仕事があった。コロナ下にコールセンターで働いていたが、感染に対する不安はなかった。コロナ下で、子どもの体調が少しでも悪いと保育園に行かせることができなかつたため、仕事を休まざるを得なかつたが、勤務先も体調が少しでも悪い場合であれば無理をして出勤しないようになっていたため、子どもが体調不良で仕事を休まざるを得ない状況でも仕事を休みやすかつた。仕事を休みやすかつたが、休んだ分だけ収入は下がった。子どもが3人いたため、コロナ下でも孤独や孤立を感じたことはなかつた。ひとり親同士の交流会をしたいとは思わない。子どもの母親友達でひとり親の人もいるため、孤独や孤立を感じたことはない。2人目の子どもが中学生の時に不登校になったため、子育ての悩みがあつたが、コールセンターで働いていたため、仕事先の同僚に相談していた。

Cさんは、V県の出身である。V県の高校を卒業後に、U県のコンピューター専門学校へ進学した。専門学校を卒業後は、ホテル業界に就職して、全国各地を転々とする生活をしてきた。Z市にあるホテルへ転勤になった時に、元夫と知り合つて、2003年に結婚した。そのため、Z市には何の身寄りもない。Cさんは子どもの頃から、アトピー性皮膚炎、喘息、群発頭痛などの持病があつた。病気の治療のため、母親が宗教団体に入信し、Cさんも治療のために入信していた。高校を卒業後は、宗教団体の施設で生活しながら、近隣にある専門学校に通っていた。専門学校を卒業後は、宗教団体の紹介でホテル業界に就職したが、結婚後は妊娠・出産・育児で忙しい毎日だったため、ホテルは退職し、宗教団体は脱退した。3人目の子どもが生まれた直後の2015年

に離婚した。離婚した理由は、元夫の仕事が上手くいかなくなり、仕事を辞めたいということが多くなったが、元夫が次第にうつ病のような状態が続いて、夫婦の会話がなくなったためである。勤務先のホテルの上司が宗教団体の信者であったため、仕事が上手くいかない理由も宗教団体を脱退した妻の責任になっていた。しかし、勤務先のホテルを受託運営していた会社は、2020年に経営破綻しており、ホテル経営が上手くいってなかったようである。離婚後に元夫は他の都道府県へ引っ越しをしたため、勤務先のホテルを辞めて転職したようである。離婚して数年間は、子どもと元夫が会うことも何度があったが、1人目の子どもが反抗期で不登校になった時に、電話で子どもを叱ったため、子どもが元夫に会いたくないというようになった。元夫がコロナ下で失業したため、養育費が未払いになって以降は、連絡しても返事がない状態になった。

高校を卒業後に、コンピューター専門学校を卒業しており、コンピューターサービス技能評価試験（CS試験）のワープロ部門と表計算部門の2級の資格を持っている。しかし、専門学校を卒業後は、ホテル業界に勤めており、パソコンは使っていなかったため、忘れていたが多かった。支援団体でのパソコンの講習会の受講後に、パソコンの資格を取るための受験はしていない。ホームページを作ったりはできない。パソコンの訓練期間中は、支援団体からパソコンを借りていたが、現在は友達から使わなくなったパソコンを借りている。インターネットの接続料は自分で支払っている。ウェブカメラは使っていない。Zoomなどのウェブ会議システムも使っていない。

これまで報酬を支払ってもらえなかったなどのトラブルは経験したことはない。仕事のやり直しをした経験もない。音声の文字起こしの時は、分からない専門用語があった場合は、インターネットで調べなくてはいけないようになっていた。自営型在宅テレワークの仕事はしたいと思うが、詐欺などトラブルに巻き込まれるのではないかと心配である。支援団体から紹介されて、クラウドソーシングの会社に登録してみたことはあるが、何時間ぐらいかかってできる仕事なのかイメージできないため、下手に受注してしまうと労働時間の割には報酬が低すぎることになってしまうのではないかと心配であり、仕事を試みようとは思わなかった。

ウェブデザイナーとして自宅で起業したいと思って、ウェブデザイナーの無料体験講座を受講したことがあったが、難しすぎて全く分からなかった。「Illustrator」と「Photoshop」のソフトウェアは使い勝手が悪く、全く理解できなかったため、ウェブデザイナーは向いていないと思った。

自営型在宅テレワークよりは、雇用型在宅テレワーク（在宅勤務）が良いと思っている。全く出勤できないわけではないが、たまに出勤する程度であれば雇用されている方が安定した収入になると考えている。群発頭痛の持病があるため、納期が厳しい仕事をするのは難しいと考えている。学生の頃から頭痛はあったが、1人目の子どもを出産してから群発頭痛が酷くなった。持病があるため、外へ働きに出ることが難しいが、障害者ではなく、指定難病ではないため、理解してもらいにくい。

再婚したいとは考えていない。離婚した直後は淋しかったが、独身の方が気軽に良いと思っている。

(5) Dさん

Dさんは、32歳の女性で子どもは2人いる。子どもと3人で、生まれ育ったT町に暮らして

いる。一人目が小学校4年生，二人目が小学校2年生である。

Dさんは，高校生の時からスーパーマーケットでレジのアルバイトをしており，高校卒業後もスーパーマーケットで2～3年ほど正社員として働いたが，スーパーマーケットを退職後は，2年ほどシュウマイの製造工場で正社員として働いた。その後，子どもを妊娠したため結婚したが，入籍するかどうか臨月まで悩んだ。結婚を機にT町から隣のS市へ引っ越しした。2～3年後に離婚して，実家のあるT町に帰ってきた。離婚した理由は，夫からの身体的暴力である。もともと以前から暴力を振るうことがあったため，入籍するのを躊躇った。

実家は，コメ，タマネギ，キャベツの農業をしている。兄が農業大学を卒業して，実家の農業を父親としている。兄夫婦が6人と父親と叔母と一緒に暮らしている。離婚直後は，一緒に暮らしていたが，現在はT町の町営住宅に子どもと3人で暮らしている。

離婚直後は，実家の農業の手伝いをしていたが，母子家庭等就業・自立支援センターで相談員にパートタイム勤務など雇われて働く仕事を勧められた。イチゴ農園でパートタイム勤務の仕事が見つかったため，就職先が決まった報告に行った時に，子どもが病気になる時などの不安を相談すると，自宅で働ける仕事として，パソコンの講習会の受講を勧められて，応募した。児童扶養手当の現況届の書類と一緒に募集のチラシが入っていたため，パソコンの講習会があること自体は以前から知っていた。

支援団体でパソコンの講習会は，2020年9月～11月に受講した。対面での集合研修ではなく，自宅でインターネットの動画を見て受講した。パソコンの講習会を受講期間中は，一人目の子どもが小学生で，二人目の子どもが保育園児だった。午前中は，イチゴ農園で働き，午後はインターネットの動画でパソコンの講習会を受講した。一人目の子どもが小学校から帰ってきている時は，家の中でおとなしくしてもらった。小学校が休校だった時は，イチゴ農園に連れてきても良かったので，勤め先へ子どもを連れて行っていた。二人目の子どもは保育園に預けていた。パソコンの講習会は，リアルタイムで受講していたが，リアルタイムで受講できない時は，子どもが寝てからの夜間に受講していた。講習会の修了後にパソコンの資格は取得しなかった。もともと高校生の時の情報の授業でパソコンを勉強し，ワープロ検定2級を持っていたため，中級を受講した。勤め先でパソコンを覚えたわけではない。ホームページを作ったりはできない。

支援団体から発注してもらったことのある仕事は，ライティングの仕事である。2023年9月から2024年1月まで週1回の月4回で，1回あたり2千円である。すぐに出来る時は，30分ぐらいできるが，書く内容が思い浮かばない時は2～3日ぐらいかかることがある。子どもが夜寝てからの夜10時過ぎぐらいから，ライティングの仕事をしていた。ライティングの仕事は，もっとあれば良いのと思っている。支援団体から発注してもらった仕事は，月8千円ぐらいの収入である。T町から，支援団体があるZ市までは遠く，支援団体まで書類などを取りに行かないといけないため，手書きのアンケートの入力作業などの仕事はしたことがない。高速道路を利用して，自動車で片道90分ぐらいかかる。支援団体からの仕事は高報酬の仕事が多いため，受注したいと思うが，ガソリン代や高速道路の料金あるいは自動車で往復する時間を考えると受注しようとは思わない。

パソコンの訓練期間中は，パソコンを借りていた。現在はパソコンを持っていない。支援団体からのライティングの仕事は，スマートフォンでしたり，母親からパソコンを借りたりしている。

母親は、10年ほど前から父親と別居しており、隣のS市に妹と一緒に暮らしている。両親は性格の不一致から別居しているが、離婚はしていない。子どもが小学校のデジタル教材でタブレットを使うため、自宅はインターネット回線の契約をしている。ウェブカメラやZoomなどのウェブ会議システムは使っていない。自営型在宅テレワークでの収入がある程度は見込めるのであれば、パソコンを購入したいと思うが、パソコンを購入するだけの収入が見込めないため、購入していない。子どもが病気で学校を休んだりした時に、外に働きに出られないため、普段は農業の仕事をしながら、自宅でパソコンを使って副業するのが一番良いと考えている。農業は大変であるが、楽しくて働きがいのある仕事だと思っている。

支援団体からクラウドソーシングの会社を教えてもらったが、登録しなかった。パソコンを持っていなかったため、購入したら登録して仕事をしようと思っていたが、パソコンを購入しないままになってしまっている。

イチゴ農園で午前中だけパートタイム勤務の仕事をしていたが、2年ほど前に経営していた社長が他界し、勤め先が潰れた。そのため、しばらくは実家の農業の手伝いをしていたが、現在は、別のイチゴ農園でパートタイム勤務の仕事をしている。以前に働いていたイチゴ農園と知り合いであったため、未経験者よりは経験者の方が良いということで雇ってもらった。現在は、午後2時から3時ごろまで、イチゴ農園で働いている。午後2時から3時以降は、実家の農業を手伝っている。子どもは放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）に入っているため、子どもが小学校から帰ってくる午後6時くらいまで働いている。小学校からバスで実家へ帰ってくるようにしている。イチゴ農園は雨でも仕事はあるが、実家の農業は雨の時は仕事がない。イチゴ農園は、夏に仕事があまりない。自分で畑を借りて野菜を栽培して、販売していたこともある。兄は農業大学を卒業しており、父親の後を継いで農業をしているため、兄よりも農業で儲かっていたら兄の立場がなくなるため、イチゴ農園に働きに出て、あくまで実家の農業は手伝いでしている。実家の農業は大規模農業のため、人手が足りていない。そのため、キャベツの袋詰めの手伝いをして、お金をもらっている。イチゴ農園が潰れて、実家の農業の手伝いをしていた時に、母子家庭等就業・自立支援センターの相談員から登録販売者の資格を取得してはどうかと勧められて、2～3ヵ月ほど学校に通ったことがあるが、登録販売者の資格は取得していない。

T町は財政力指数が高いため、近隣の市町村と合併していない。子どもの医療費は高校卒業まで無料であり、学校給食費も無料である。T町の町営住宅に住んでいるため、家賃は月1万5千円ほどである。児童手当が月2万円、児童扶養手当が月5万4,560円（当時）の収入である。イチゴ農園のパートタイム勤務の仕事と実家の農業の手伝いで、月10万円程度の収入がある。子どもが病気になると仕事を休まなくてはならないため、イチゴ農園の収入は安定していない。調停離婚のため、元夫からの養育費が支払われていたが、1年半ほど前に失業したため、養育費を支払ってもらえなくなった。離婚した当初は、子どもが元夫の家に泊まりに行っていたが、子どもが成長するにつれて泊まりに行かなくなった。現在は、敬老の日やお正月の時に元夫の実家へ子どもを連れて行っている。

正社員は収入が安定しているが、子どもが小学生であり、子どもの病気にあわせて仕事が休めないため、正社員で働くのは難しいと感じている。また、病院は受診していないが、夫からの身体的暴力で精神的に疲れており、正社員で働くのは難しいと感じている。特に、結婚前は正社員

で働いた経験があるが、正社員の仕事を辞めてから長い期間が経っているため、就職活動をして正社員で雇ってもらいにくいと思っている。さらに、子どもはバスで通学しており、朝はバスが来るまで自宅を空けておけないため、朝早くから正社員で働くのは難しい。

事務職は、自分に向いていないと考えている。介護職は人手不足のため、正社員の仕事があるかもしれないが、子どもがいるため、夜勤ができない。元夫から養育費を払ってもらえなくなったため、夜11時から夜2時ごろの子どもが寝てから働く仕事をしたいと思い、一度、夜中に出掛けてみたが、子どもが泣きながら電話をしてきたため、夜中に働きに出る仕事はできない。正社員で働きたい気持ちはあるが、高卒であるため、正社員でも収入が多くはない。正社員で働くよりも、自分で農業をする方が高収入を見込めるかもしれない。雇われるのではなく自分で農業をする場合、作った農作物を買ってもらわないと収入にならない。農業協同組合は、大量に買い取ってくれるが安い。自分で販売できる先がないとやっていくのは難しい。自分でホームページを作成して、販売できたら上手くいくのではないかと考えたりしている。

コロナ下で感染に対する不安があった。感染が拡大し始めた早い時期に感染した。先に子どもが感染したため、家族3人とも同時期に感染した。親族が食料品を玄関前まで持ってきてくれたが、もしも自分が入院することになったら、子どもの面倒は誰が看ってくれるのか心配であった。子どもと3人で暮らしているため、孤独や孤立は感じなかった。

ひとり親の子育ての悩みを相談できる場や、ひとり親同士のネットワークがあれば良いと思うが、なくても仕方がないと諦めている。子どもが今よりも幼い時は悩み事を相談できる場やネットワークがあれば良いと強く思っていたが、現在は諦めるようになった。

再婚する気はない。特に、子どもを育て上げるまでは再婚する気は全くない。自分が高校卒業後に進学できなかったため、子どもを大学まで行かせてあげたいと考えている。地方に住んでおり、進学のための費用がかかることや、兄と弟は進学させてもらえたが、女性は進学する必要はないといわれて進学させてもらえなかった。結婚は自分に向いていないと思っている。

Ⅲ インタビュー調査の要約と含意

(1) 要約

インタビュー調査の結果、明らかになったことは、以下の通りである。支援団体では、登録している自営型在宅テレワーカーにアンケートの入力作業の仕事をしてもらっているが、アンケートの入力作業の仕事は、減少している。減っている理由は、紙のアンケートに手書きで記入する形式ではなく、アンケートの回答者がパソコンで入力する形式が増えたためである。紙に手書きのアンケートをパソコンで入力する作業が全くないわけではないが、個人情報保護の観点から自営型在宅テレワークに仕事を発注しなくなった。そのため、個人情報が記載されていないようなイベント参加者の手書きのアンケートを入力する作業をしていたが、コロナ下でイベント自体が開催されなくなったことから、手書きのアンケートの入力作業は減少している。また、ライティングの仕事は、支援団体が開設しているフェイスブックの記事を、自営型在宅テレワーカーに書いてもらっている。フェイスブックの記事を毎日更新している理由は、支援団体の運営資金をク

クラウドファンディングやふるさと納税で集めているためである。

もともと育児で外に働きに出られないひとり親を対象としたパソコン講習会であるのにも関わらず、対面の集合研修で実施していたため、定員割れをしていた。厚生労働省のひとり親家庭等の在宅就業支援事業の時は、月5万円の訓練手当が支給されており、託児サービスも実施していたため、定員を上回る応募があったが、ひとり親を対象としたパソコン講習会では、託児サービスがなく、訓練手当も出なかったため、定員割れをしていた。そこで、コロナ下で、対面の集合研修ができなくなったこともあり、インターネットの動画を見て受講する形式に変更したところ、定員を満たすようになった。しかしながら、対面の集合研修でないため、お互いに顔を合わせる機会がなく、生活に困窮しているのかどうかは分かりにくい。パソコンの訓練期間中に、支援団体から受講生にアンケートした結果では、ひとり親同士の交流会をしたいと回答した人は、受講生の1割ぐらいいかない。生活保護を受給していたり、DVで元夫から逃げてきた人もいたりするため、あまりプライベートなことは知られたくないようである。

離婚した理由は、Aさんが元夫からの言葉の暴力などの精神的DV、Bさんは元夫が失業したことによる経済的理由、Cさんは元夫の仕事が上手くいかなくなり、元夫がうつ病のような状態になったため、Dさんは元夫からの身体的暴力である。

養育費については、Aさんは親権をめぐって調停離婚したため、元夫から養育費を支払ってもらい取り決めをしている。Bさんは、元夫が失業したこともあり、養育費を支払ってもらい取り決めをしていない。Cさんは、協議離婚であるが、養育費については公正証書を作成している。しかし、元夫がコロナ下で失業したため、養育費が未払いになり、減額調停することになった。Dさんは、調停離婚のため、元夫からの養育費が支払われていたが、1年半ほど前に失業したため、養育費を支払ってもらえなくなった。

収入については、Aさんは、児童手当が月1万円、支援団体からの収入が月1万円程度、スポットワーク（スキマバイト）の仕事で月5～7万円、元夫から養育費があり、母親と同居して家賃はかからないため、食べていけないほど生活に困っているわけではない。Bさんは精神疾患とヘルニアの病気療養中のため、児童扶養手当と生活保護を受給している。働いた収入がある場合、生活保護費の支給額が減額されるが、一年中ずっと仕事があるわけではないため、生活保護から抜け出せていない。Bさんは精神疾患があり、人間関係で悩むことがあるため、自宅で一人だけで働く方が体調を崩すことなく働き続けられるようである。子どもは高校生のため、育児があるから外に働きに出られないというわけではない。Cさんは、児童手当が月1万円、児童扶養手当が月5万4,560円（当時）、支援団体からの仕事の収入は月1万円程度である。サブ講師の仕事は、パソコンの訓練期間中のみ月10万円の収入がある。自宅は借家のため家賃を払わないといけない。養育費がちゃんと支払われていた時は、コールセンターでフルタイム勤務をしていた時の収入の月10万円ほど預金できていたが、養育費が減額されたため、現在は預金を取り崩しながら生活している状態である。Dさんは、児童手当が月2万円で、児童扶養手当が月5万4,560円（当時）の収入である。イチゴ農園のパートタイム勤務の仕事と実家の農業の手伝いで、月10万円程度の収入がある。子どもが病気になるとう仕事を休まなくてはならないため、イチゴ農園の収入は安定していない。公営住宅に住んでいるため、家賃は月1万5千円ほどである。

孤独感や悩み事の相談相手について、Aさんは、子どもと一緒に暮らしているため、コロナ

下で孤独を感じたり、孤立したりすることはなかった。子どもの母親同士で会話をすることはあるが、プライベートな事は話題にしないため、ひとり親の子育てや仕事の悩み事を相談できる相手が欲しいと感じている。Bさんもひとり親の子育てや仕事の悩み事を相談できる相手が欲しいと感じているが、生活保護を受給しているため、近隣の噂になったりするのではないかといった不安がある。精神疾患があり、人間関係に不安を感じるため、あまり人と交流しないようにしているが、人と交流しないために孤独や孤立を感じる事が時々あった。Cさんは、子どもが3人いたため、コロナ下でも孤独や孤立を感じたことはなかった。子どもの母親友達でひとり親の人もいるため、孤独や孤立を感じたことはない。Dさんは、子どもと一緒に暮らしているため、孤独や孤立は感じなかった。子どもが今よりも幼い時は悩み事を相談できる場やひとり親同士のネットワークがあれば良いと強く思っていたが、現在は諦めるようになった。むしろ、コロナ下で感染に対する不安があった。先に子どもが感染したため、家族3人とも同時期に感染した。親族が食料品を玄関前まで持ってきてくれたが、もしも自分が入院することになったら、子どもの面倒は誰が看てくれるのか心配であった。

休園や休校になった場合の子どもの育児については、Aさんは、変異株でCOVID-19に感染しやすくなったため、認定こども園が休園になった。2～3日の休園が2回あった。また、COVID-19による自粛生活でインフルエンザやアデノウイルスなどが流行するようにもなったため、子どもが風邪をひいて認定こども園を欠席したり、インフルエンザで休園になったりすることが何度かあった。休園中は仕事をしないで、自宅で子どもの育児をしていた。Bさんは、子どもが中学生であったため、休校中に子育てで手がかかるということではなかった。Cさんは、保育園が休園にならなかった。中学校は休校になったが、休校中に子育てで手がかかるということではなかった。Dさんは、小学校が休校だった時は、勤め先のイチゴ農園に子どもを連れてきて良かったので、イチゴ農園へ子どもを連れて行っていた。

パソコンの講習会の受講や自営型在宅テレワークの仕事をしている時間帯については、Aさんは、夜8～9時頃から動画を見て講習会を受講した。自営型在宅テレワークの仕事は、子どもが認定こども園に行っている間にしている。Bさんは、子どもが中学校へ行っている間に受講した。自営型在宅テレワークの仕事も子どもが学校へ行っている間にしている。Cさんは、昼間はフルタイムの仕事で働いていたため、子どもが寝てからの夜間や土日に、パソコンの講習会を受講した。夜間は夜10時や12時から1～2時間ほど受講していたが、忙しい時は土日にまとめて受講するようにしていた。自営型在宅テレワークの仕事は、パソコンの講習会がある期間中は、火曜日と木曜日の朝9時半から夕方16時半までサブ講師を担当していた。土曜日と日曜日にも、受講生の受講記録のチェック作業をしていた。Dさんは、午前中はイチゴ農園で働き、午後はインターネットでパソコンの講習会を受講した。一人目の子どもが小学校から帰ってきている時は、家の中でおとなしくしてもらった。二人目の子どもは保育園に預けていた。パソコンの講習会は、リアルタイムで受講していたが、リアルタイムで受講できない時は、子どもが寝てからの夜間に受講していた。自営型在宅テレワークの仕事は、子どもが夜寝てからの夜10時過ぎぐらいからしていた。

Cさんは群発頭痛やヘルニアなどの持病があるため、外へ働きに出ることが難しいが、障害者ではなく、指定難病ではないため、理解してもらいにくい。Cさんは、自営型在宅テレワークよ

りは、雇用型在宅テレワーク（在宅勤務）が良いと思っている。全く出勤できないわけではないが、たまに出勤する程度であれば雇用されている方が安定した収入になると考えている。また、Dさんは、夫からの身体的暴力で精神的に疲れていることや、子どもの病気にあわせて仕事が休めないため、正社員で働くのは難しいと感じている。

Bさんのように生活保護を受給していると、インターネットの使用料が1ヵ月あたり数千円かかるため、自宅にインターネット回線をつないでいない。インターネットを使用する時は、スマートフォンをテザリングの設定にして、パソコンを使っている。パソコンも、中古の1万円でワードやエクセルが搭載されているものを購入している。生活保護受給者がパソコンを使って自宅で仕事をしている場合、状況に応じてパソコンの購入費用やインターネットの使用料を生業扶助（例えば生業費）から支給することも必要である。

（2）含意

厚生労働省が、2021年11月に実施した「全国ひとり親世帯等調査」によると、母子世帯は、119万5千世帯と推計されている。「全国ひとり親世帯等調査」では、母子世帯とは、「父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」と定義されている。2021年の「全国ひとり親世帯等調査」によると、母子世帯になった理由は、「離婚」が79.5%、「死別」は5.3%、離婚が最も多い。同調査では、同居親族を含む母子世帯全員の平均年間収入は373万円、母親自身の平均年間収入は272万円、母親自身の平均年間就労収入は236万円である。また、母子世帯の母親の預貯金額は、「50万円未満」が39.8%と最も多い。同調査では、母子世帯の86.3%が就業している。働いている母子世帯のうち、「正規の職員・従業員」が48.8%、「パート・アルバイト等」が38.8%、「不就業」が9.2%となっている。「正規の職員・従業員」の場合の平均年間就労収入は344万円であるが、「パート・アルバイト等」は150万円である。副業している母子世帯は7.2%で、「50万円未満」が63.2%と最も少なくなっている。同調査では、養育費の取り決めをしていない母子世帯は51.2%であり、養育費の取り決めをしている母子世帯は46.7%となっている。養育費の取り決めをしていない理由で最も多いのは、「相手と関わりたくない」が34.5%であり、次いで「相手に支払う意思がないと思った」が15.3%、「相手に支払う能力がないと思った」が14.7%である。養育費を現在も受けているが、28.1%で、平均月額額は、5万485円である。同調査では、親子交流（面会交流）の「取り決めをしている」母子世帯は、30.3%であり、取り決めをしていない理由で、最も多いのは「相手と関わりたくない」が26.4%である。次いで、「取り決めをしなくても交流ができる」が16.4%である。親子交流（面会交流）の実施頻度は、「月1回以上2回未満」が最も多く、24.2%である。親子交流（面会交流）をしなくなった理由は、「相手が面会交流を求めてこない」が28.5%で最も多く、次いで「子どもが会いたがらない」が16.1%である。同調査で、子どもの中学校卒業後の進路は、「高校」が最も多く、89.9%であり、高校等（高校又は高等専門学校を含む）への進学率は、94.5%である。子どもの高等学校卒業後の進路は、「大学」が41.4%であり、大学等（大学、短大又は専修学校・各種学校）への進学率は66.5%である。

コロナ禍のシングルマザーの労働と経済状況を調査した研究として、中囿桐代（2021）がある。中囿桐代（2021）は、札幌市母子寡婦福祉連合会の母子会員に対して、2020年3月末と2020年7

月末の2回のアンケート調査を実施している。アンケート調査の結果によると、就業状況について、正社員はほとんど変化がないが、正社員と比べて非正規は変化のあった者が多い。就業収入については、就業者の3割以上が減収か減収予定と回答しており、非正規だけでなく正社員にも影響が出ている。就業収入と労働時間については、労働時間が変わらなかったり、延びたりしているにもかかわらず、就業収入が減少している。収入減に対しては、正社員では節約をするなど支出を抑えている者が多く、非正規では貯金を取り崩している者が多い。カードローンで借り入れをして、特別定額給付金で返済した者もいた。特別定額給付金はほとんどの者が利用したが、ひとり親世帯臨時特別給付金や子育て世帯への臨時特別給付金については、子どもの年齢や収入の制限があるため、利用することができなかった者もいた。コロナ禍で休業を余儀なくされた者は、全体の約4割であり、非正規では約半数であった。休業補償のあった者は休業した者の約半数であり、非正規の方が休業補償を受けた者が多かった。また、新型コロナウイルスに感染した場合、子どもの食事など身の回りの世話を誰がするのかといった不安を抱えていることが明らかとなった。⁸⁾

また、2021年にA市内でひとり親家庭の親と子どもの生活実態について調査をした田中聡子(2024)がある。田中聡子(2024)によると、収入が減少したと回答したのは、31.5%であり、何らかの支払い遅れは36.4%が経験しており、約3割が経済的な影響を受けている。収入減に対する対応として、「娯楽費やレクリエーション費を削った」が58.6%、「貯金を取り崩した」が51.3%、「食費を切り詰めた」が46.1%、「子どもの塾や習いごとを減らした」が10.2%であった。借り入れや親族からの援助については、緊急小口資金を利用した者が4.3%、カードローンなどを利用した者は6.1%、親族からの援助は11.2%であった。健康状態や将来の不安については、48.7%の母親が自分と子どもの将来に不安を抱いており、25.6%が不安で眠れないことがあると回答している。田中聡子(2024)によると、コロナ禍で就労収入の減少や就労日数の減少という直接的影響より、そのことの結果として現れる食費の切り詰めや延滞経験の方が精神的なダメージが大きいと指摘している。⁹⁾

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ひとり親家庭の母親の就業状況や就業収入に大きな影響を及ぼしている。コロナ禍の生活は、母親と子どもの双方に多大なストレスとなっており、不登校児の増加やうつ病の増加をもたらしている。

[付記] 本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（基盤研究(C)）／課題番号JP21K01986）の研究成果の一部である。

注

- 1) 内閣府（2020a）を参照。
- 2) 東京商工会議所（2020a, 2020b, 2020c）は、約1万3千社の会員企業を対象にアンケート調査（回答率7～10%）を実施しており、テレワーク実施率は2020年3月が26.0%、5～6月が67.3%、9～10月が53.1%であった。
- 3) 日本生命保険（2020）を参照。
- 4) 東京商工リサーチは、「新型コロナウイルスに関するアンケート調査」をインターネットで実施しており、有効回答が多い時で約2万社であるが、少ない時で約6千社となっている。調査結果による

と、テレワーク実施率は、2020年3月17.6%、4月25.3%、5月55.9%、6月56.4%、7月31.0%、9月34.4%、11月30.7%、2021年1月35.4%、3月38.4%、6月38.3%、10月37.0%、2022年6月29.1%、8月33.0%である。

- 5) テレワークとは、厚生労働省（2021）によるとインターネットなどの情報通信技術を活用し自宅などで仕事をする、働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方と定義している。tele（離れて）とwork（働く）を組み合わせた造語であり、本社など主たる拠点としている事業場などから、インターネットなどを使って離れて働くことを意味している。テレワークには、大きく分けて企業に雇われて働く雇用型テレワークと、企業に雇われずに働く自営型テレワークがある。雇用型テレワークには自宅で働く在宅勤務の他に、本社など主たる拠点としている事業場から離れた小規模のオフィスなどで働くサテライトオフィス勤務や、営業職など直行直帰のモバイル勤務がある。
- 6) 日本経済研究所（2021）の111頁-112頁を参照。
- 7) スポットワーク（スキマバイト）とは、短時間または単発・短期間だけ働き、継続した雇用関係のない就労形態のことである。スマートフォンのアプリを使って、インターネット上で求人企業と求職者をマッチングしており、法律上は有料職業紹介事業である。これらの人材紹介サービス会社は、QRコードによる労働時間の管理や賃金の立て替え払いなどの労務管理の代行サービスもしていることが多い。
- 8) 中囿桐代（2021）の85-119頁を参照。
- 9) 田中聡子（2024）の85頁を参照。

○参考文献○

- 厚生労働省「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」2021年3月。<https://www.mhlw.go.jp/content/000759469.pdf>（2022年8月17日閲覧）。
- 「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」2022年12月。https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf（2024年7月13日閲覧）。
- 高野剛「コロナ禍のテレワークに関する文献研究—日本における COVID-19 を中心に」『立命館経済学』第72巻第1号、2023年。
- 田中聡子「コロナ禍におけるひとり親家庭のソーシャルサポートに関する研究」『社会政策』第16巻第1号、2024年5月。
- 東京商工会議所「新型コロナウイルス感染症への対応に関するアンケート調査結果」2020年4月。<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1021763>（2022年8月25日閲覧）。
- 「テレワークの実施状況に関する緊急アンケート調査結果」2020年6月。<http://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1022367>（2022年8月25日閲覧）。
- 「テレワークの実施状況に関するアンケート調査結果」2020年11月。<http://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1023299>（2022年8月25日閲覧）。
- 東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート調査」2020～2022年。
- 内閣府『新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査』2020年6月21日。<https://www5.cao.go.jp/keizai2/wellbeing/covid/pdf/shiryu2.pdf>（2022年8月14日閲覧）。
- 『第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査』2020年12月24日。https://www5.cao.go.jp/keizai2/wellbeing/covid/pdf/result2_covid.pdf（2022年8月14日閲覧）。
- 中囿桐代『シングルマザーの貧困はなぜ解消されないのか』勁草書房、2021年。
- 日本経済研究所『ひとり親家庭の在宅就業に関する調査研究（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）』2021年3月。https://www.jeri.co.jp/wp/wp-content/themes/jeri/pdf/nursery_school_report_r2.pdf（2024年1月18日ダウンロード。）

日本生命保険相互会社『ニッセイ景況アンケート調査結果—2020年度調査全国調査結果』2020年12月。
https://www.nli-research.co.jp/files/topics/66269_ext_18_0.pdf?site=nli（2021年8月10日閲覧）。